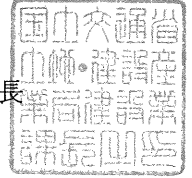




国土建第 217 号
平成 30 年 9 月 21 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



大阪府北部を震源とする地震など一連の災害に係る対策への協力について（要請）

大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号、平成 30 年北海道胆振東部地震など一連の災害により、各地で家屋等への被害が多数発生しており、破損した屋根へのブルーシートの設置、屋根の補修、浸水した家屋の補修その他の生活再建のために必要な工事への対応が必要な状況となっております。

貴団体におかれましては、生活再建のために必要なこれらの工事への対応について被災地域の地方公共団体から要請があった場合には、可能な限り迅速に取り組んでいただきますよう、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

なお、この通知については、内閣府防災担当部局より被災地域の地方公共団体にも周知されることを申し添えます。